

国総安政第31号
平成29年 6月29日

自動車局長 殿

総合政策局長
(押印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめを行った。この結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数以上の事業者が未実施の状況となっている。

障害者権利条約の締結等の環境変化も見られる中、精神障害者に対しても、身体障害者及び知的障害者と同様に公共交通機関の運賃割引制度の適用対象とするよう、障害者団体等からの度重なる要請があり、国会においても、繰り返し取り上げられるなど、多くの声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、精神障害者への運賃割引等の実施については、貴職におかれては、精神障害者割引の実施状況等について関係事業者等に幅広く周知するとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めて理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。